

社団法人滋賀県造林公社
財団法人びわ湖造林公社

経 過 ・ 現 状

目 次

1. 経 過	-----	1 頁
2. 特定調停による債務整理	-----	8 頁
3. 造林公社問題検証委員会報告（概要）	-----	12 頁
4. 現 状	-----	16 頁

1. 経 過

(1) 設 立

- ◇ 滋賀県造林公社は、琵琶湖周辺の上流水源地域の森林の持つ水源かん養機能を高め、森林資源を造成し、あわせて農山村経済の基盤の確立および民政の安定、社会福祉の向上に寄与することを目的に滋賀県および県内市町村等28団体の参加を得て、昭和40年4月に設立された。その後、設立趣旨に賛同した大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市および阪神水道企業団が社員として参画した。

当初、昭和40年からの10年間で10,000haの造林を目標とし、1億3千万トンの保水機能の確保、400万m³の木材生産、森林所有者に対する137億円の分収金を見込み、あわせて延べ260万人の雇用収入により山村経済の振興に寄与するとともに、一般民有林に対して造林と森林経営意欲を高めることを目指していた。

- ◇ びわ湖造林公社は、国や滋賀県および琵琶湖下流の地方自治体とで合意された琵琶湖総合開発計画における造林事業の担い手として、滋賀県造林公社の事業を引き継ぎ、12,500haの拡大造林を目標に昭和49年3月に設立された。

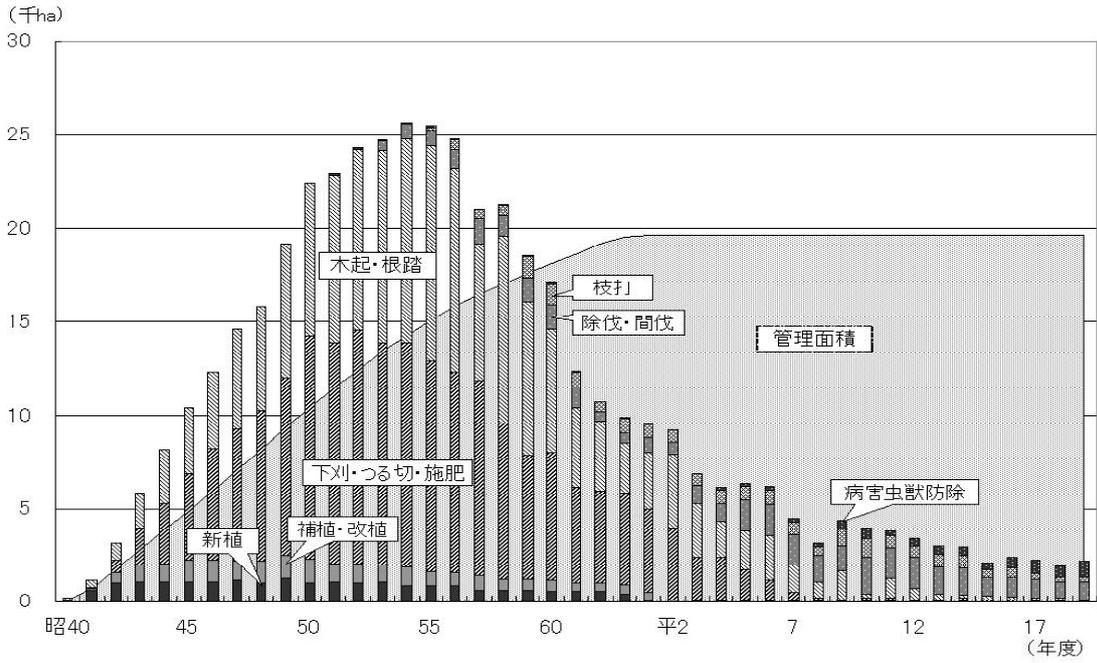
当初、12,500haの造林によって1億6千万トンの保水機能の確保、460万m³の木材生産、森林所有者に対する258億円の分収金を見込むなど滋賀県造林公社と同様の波及効果が期待されていた。

(2) 事業経過

- ◇ 両造林公社は、国の指導を受け、採算性の低い奥地や僻地での造林を主として行ってきた。植栽の後の保育・管理の過程においては、下刈りや根踏み、木起し、除伐、間伐、枝打ち等の施業を事業地ごとに周期的に実施してきたが、事業地は山間奥地が多いといったこともあり、雪害等が多く発生し、特に木起こし等に多額の経費を要することとなった。いずれの作業も人の労力に頼るものであるため、県外からの労働力を導入したことにより、労務費を中心に事業費が増高することとなった。

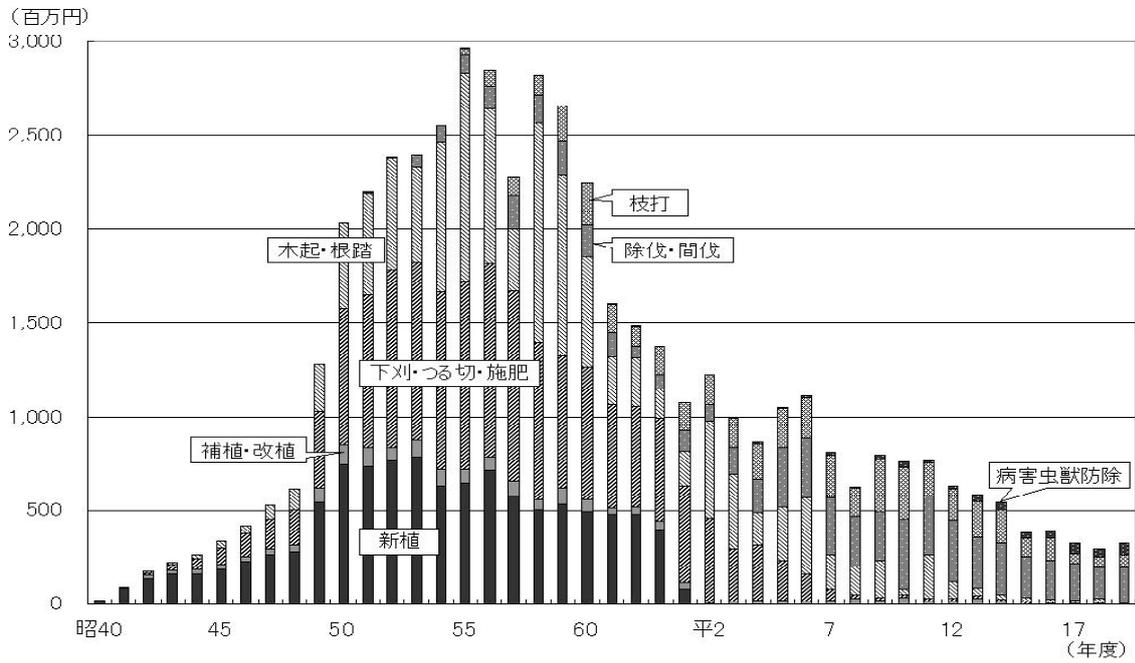
近年ではクマ、シカ等の獣害が多発し、その防除対策の費用も多額となっている。

事業量の（面積）の推移



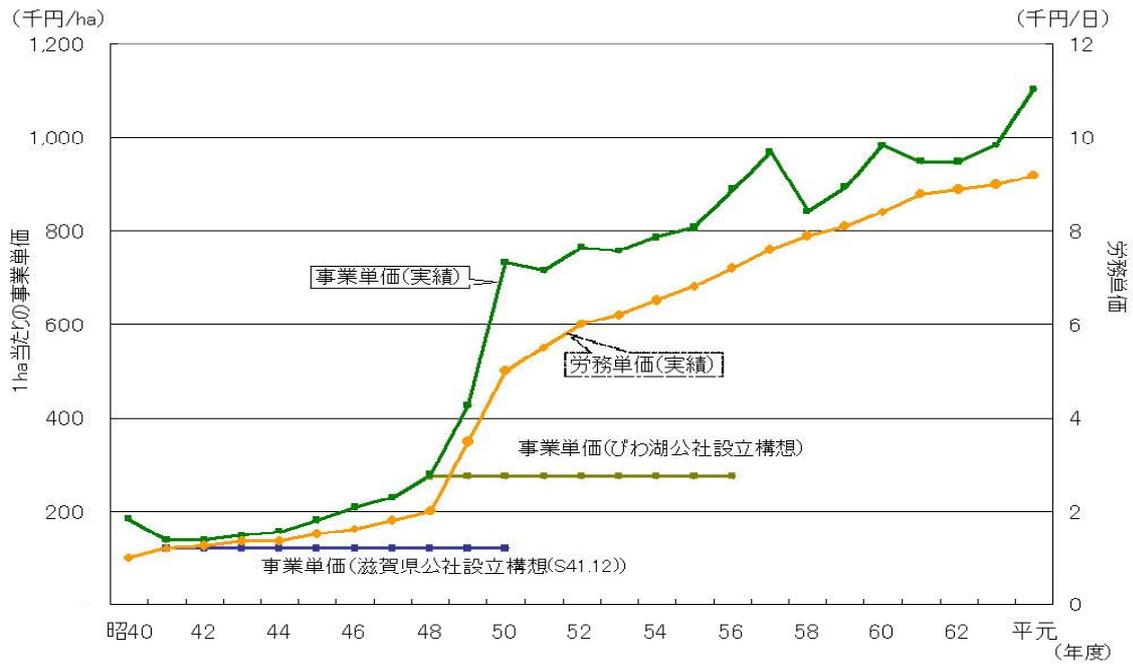
※事業量は2公社の事業費合計額

事業費の推移



※事業費は2公社の事業費合計額

1 ha当たりの事業単価(計画と実績)と労務単価の推移

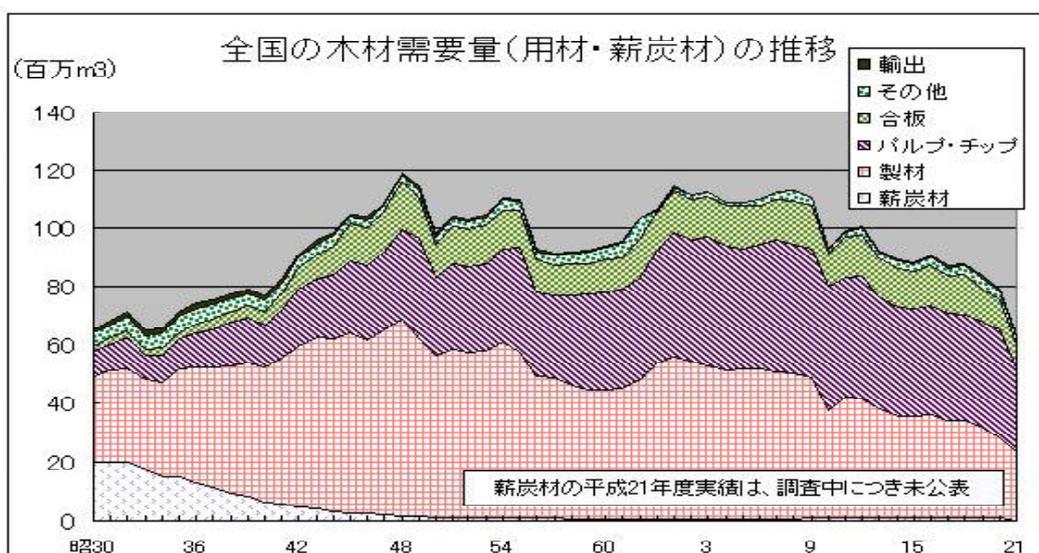


(3) 木材需要、木材価格の推移

◇造林公社が設立された当時は、昭和30年頃からの高度経済成長に伴い木材需要が増大する一方、木材供給が不足していたところであり、長期的に国内の森林資源の供給力を高める必要があるとされた。このような中、昭和33年に分収造林特別措置法が制定され、分収造林方式による拡大造林が各県において設立された林業公社により積極的に推進された。

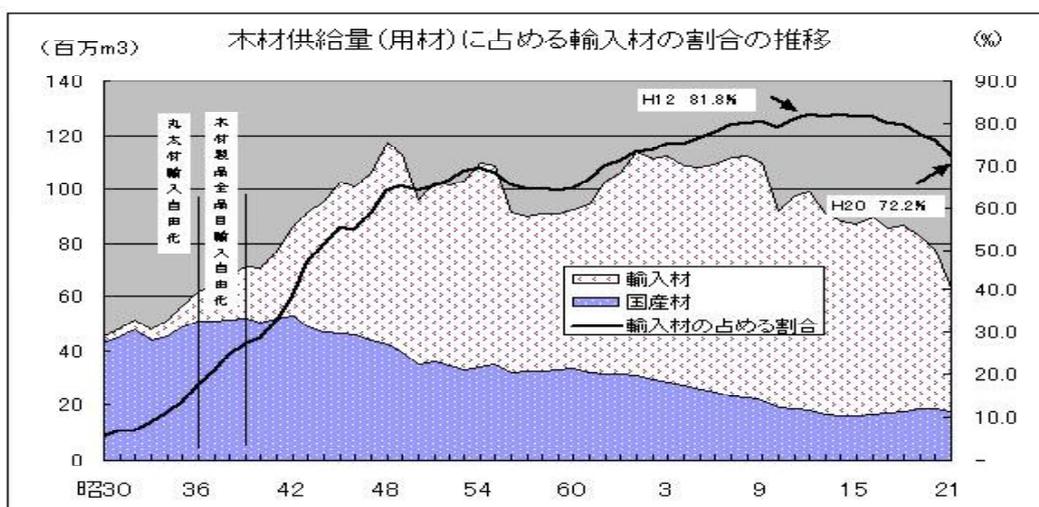
◇一方、木材需要に応えるため昭和36年に丸太材の輸入が自由化され、昭和39年には木材製品全品目の輸入も自由化された。こうした中で、国産材（用材）の生産量は昭和42年をピークとして徐々に減少し、その後の木材供給量の増加は輸入材が中心となった。

①木材需要の推移



※林野庁「森林・林業統計要覧」データより

②木材供給（用材）内訳と輸入割合の推移

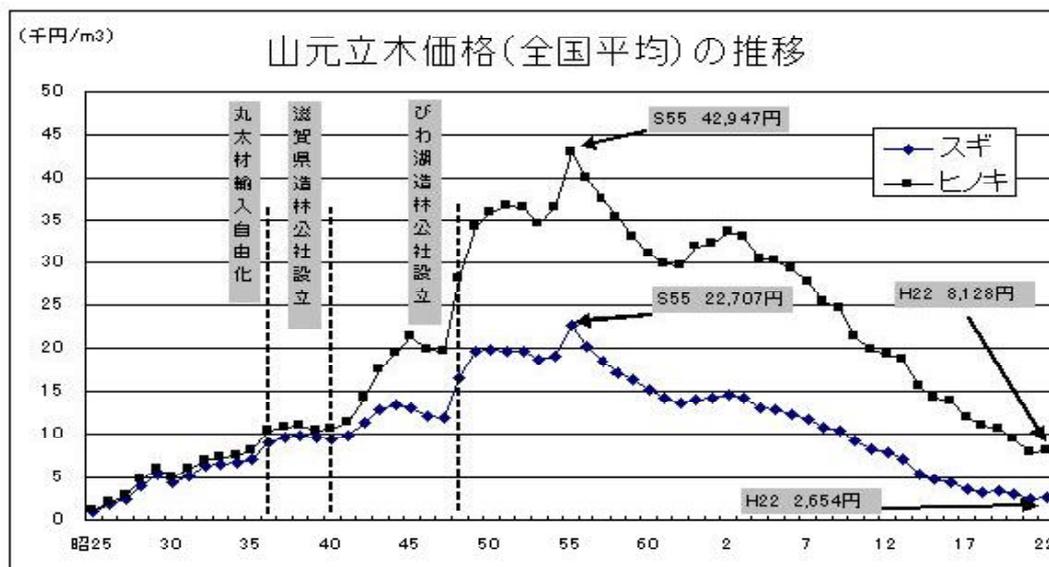


※林野庁「森林・林業統計要覧」データより

昭和26年（1951年）丸太関税撤廃
 昭和36年（1961年）丸太材の輸入自由化
 昭和39年（1964年）木材製品全品目の輸入自由化

◇国産材に比べて低価格な輸入材が増加したこととあわせ、木材需要の質的な変化等もあり、造林公社の主要樹種であるスギやヒノキの木材価格は、昭和55年をピークとして、その後下落の一途を辿ってきた。

③木材価格の推移



※財団法人日本不動産研究所「山元立木価格調」より

(4) 債務の増加と特定調停の申立

- ◇ 造林公社は自己資金をほとんど持たず、このため事業に要する経費を基本的に旧農林漁業金融公庫および社員（滋賀県および下流団体）からの借入金で賄ってきた。昭和60年度から本格的にようやく造林補助金を導入したが、補助残等についてその後も借入を行った結果、利息返済のための借入金も多額にのぼった。
- ◇ 国の指導を受けて採算性の低い奥地での造林を行い、労務を県外に頼るといったことにより事業費が大幅に増加するとともに、木材価格の大幅な下落により予定していた間伐収益は見込めず、借入金を返済するために更に借入を行ったことなどにより債務が増加した。このため、両公社は、職員数の削減や事務所の統廃合など経営の改善に取り組み、滋賀県から貸付金の無利子化や利息の凍結などを受けてきたが、抜本的な解決に至らず、両公社の債務残高は平成22年3月現在で約1,126億円にのぼるに至った。
- ◇ こうしたことから、債務の減免に向けて滋賀県造林公社については、下流社員等との協議を進めたが、合意には至らなかった。また、両公社は、旧農林漁業金融公庫に対しても、債務の減免について協議を行ったが合意が得られず、償還を延滞したことから平成19年11月に全額繰上償還請求を受けるに至った。

このため、両公社は、平成19年11月に債権者である旧農林漁業金融公庫、滋賀県および下流社員を相手方として特定調停を申し立て、債務の減免を要請するに至った。

(5) 経営改善の取組

- ◇特定調停に至るまでの間、造林公社として経費削減に取り組む一方、収支計画の見直しや経営計画の策定に取り組んできた。
- ◇経費節減については、事業開始以降、事業資金を基本的に借入金で賄っていたが、補助制度の充実等を踏まえ、それを利用した場合の借入金利負担の増減等を比較のうえ、びわ湖公社において昭和60年度から、滋賀県公社において昭和61年度から造林補助金を継続的に導入し、その後、滋賀県からの借入金を無利子とした。また、昭和55年以降新規プロパー職員の採用を停止するとともに、昭和62年度には県内に4箇所あった出張所を2支所に統合するなどの取組みを行っている。

両公社の職員および事務所数等の推移

年 度	職員数 (人)			事務所・支所数(本社を除く)	その他の主な経費削減の取組等		
	県派遣	プロパー	嘱託職員				
昭和40	1965	12	7	5	-	0	(滋賀県公社設立)
48	1973	34	4	30	-	3	(びわ湖公社設立)
54	1979	45	3	42	-	4	
55	1980	45	4	41	-	4	プロパー職員の新規採用中止
60	1985	46	6	40	-	4	造林補助金導入
62	1987	44	5	39	-	2	4事務所を2支所に統合
平成元	1989	42	5	36	1	2	
8	1996	35	4	31	3	2	森林共済保険加入の取り組み
10	1998	35	3	28	4	1	2支所を1支所に統合
11	1999	33	3	27	3	1	県からびわ湖公社への貸付金を無利
12	2000	34	3	27	4	1	県から滋賀県公社への貸付金を無利
15	2003	32	3	25	4	0	事務所・支所を閉鎖し本社に一本化 県に準じて職員給与のカットを実施
19	2007	25	4	18	3	0	
23	2011	23	6	10	7	0	

- ◇収支計画の見直しおよび経営計画の策定に関しては、昭和62年に、滋賀県造林公社において、下流社員から貸付金の貸し付けに当たり、その収支見込みを提出するよう要請があったことから、収支計画の見直しを行い、びわ湖公社についても同様に見直しを行った。
- ◇また、滋賀県公社は、旧農林漁業金融公庫からの借入金が当初昭和57年度まで、下流社員からの借入が平成8年度までとなっていたことから、資金計画を見直し、資金を調達することが必要となったため、平成7年に新たな経営計画を策定した。この経営計画においては、施業を短伐期(40年生伐期)から長伐期(80年生伐期)までを組み合わせたものとし、分収造林契約を延長するとともに、伐採方法は皆伐から群状小面積皆伐に変更する等を内容としていた。びわ湖公社においても、滋賀県公社の経営計画を踏まえて、ほぼ同様の考え方により、平成8年に経営の指針を策定した。

◇経営計画等に基づき、長伐期化に伴う分収造林契約の延長のため、土地所有者の方々との契約変更に取り組み、また、長伐期化にあわせ資金借換えのための施業転換資金を導入したほか、経費削減と作業の合理化のため、保育基準の見直し等を行った。

滋賀県公社 長期経営計画等の概要

	設立構想 (昭和40. 3)	設立構想 (昭和41. 12)	昭和62年 収支見通し	平成7年 経営計画 (平成7. 12)	
経営期間	54年間	49年間	52年間	79年間	
経営最終年度	平成30年度	平成26年度	平成28年度	平成55年度	
植栽期間	15年間	10年間	8年間(実績)		
(長期収支見通し)					
(単位：百万円)					
収入	借入金	6,082	5,827	30,579	31,231
	県負担金等	-	-	-	4,675
	補助金	-	-	526	2,827
	伐採収入	34,260	34,260	72,958	137,558
	その他	-	64	8,869	18,145
	計	40,342	40,151	112,931	194,437
支出	事業費	3,916	3,617	13,488	19,480
	管理費	1,072	1,312	4,276	12,682
	分収交付金	13,704	13,704	29,395	64,987
	償還金	14,258	13,094	64,005	91,211
	その他	-	-	-	1,386
	計	32,949	31,727	111,165	189,745
収支差	7,393	8,424	1,766	4,692	

※平成7年経営計画の収支見通しについて、滋賀県からの借入金の一部には、負担金扱いのもの(償還しなくてもよいもの)が含まれており、また、償還については元金返済を優先することとされているが、双方とも償還することを見込んでいた。

びわ湖公社 長期経営計画等の概要

	設立構想 (昭和48. 11)	昭和62年 収支見通し	平成8年 経営の指針 (平成8. 12)	
経営期間	48年間	60年間	96年間	
経営最終年度	平成32年度	平成44年度	平成80年度	
植栽期間	9年間	16年間	17年間(実績)	
(長期収支見通し)				
(単位：百万円)				
収入	借入金	27,706	89,763	126,739
	県負担金等	-	-	-
	補助金	-	319	6,868
	伐採収入	64,500	186,987	152,041
	その他	43	46,637	20,014
	計	92,249	323,706	305,661
支出	事業費	12,957	38,674	48,184
	管理費	4,128	11,230	24,833
	分収交付金	25,800	74,822	62,400
	償還金	48,546	194,193	157,307
	その他	-	55	12,937
	計	91,431	318,974	305,661
収支差	817	4,732	0	

※平成8年経営の指針の収支見通しについて、滋賀県からの借入金の一部には、負担金扱いのもの(償還しなくてもよいもの)が含まれており、償還については元金返済を優先することとされており、一部は償還しない見込みとなっていた。また管理財団への償還金については、すでに償還済みのものを除き償還しない見込みとされていた。

2. 特定調停による債務整理

平成19年11月に申し立てた特定調停は、造林公社が行う事業の意義を踏まえ、その事業の継続を目的として、相手方である各自治体・団体の合意を得て平成23年3月に成立した。

(1) 経過

平成19年11月 8日 両公社臨時理事会において特定調停の申立を決議
平成19年11月12日 (社) 滋賀県造林公社が大阪地裁に特定調停申立
平成19年11月15日 (財) びわ湖造林公社が大阪地裁に特定調停申立
(平成19年12月25日～平成23年3月30日に調停期日を計12回開催)
平成23年 3月30日 第12回期日において特定調停成立

〈特定調停の申立内容〉

- ・ 公社の債務について、債務額を確定した上で、支払い方法の協定を求める。
- ・ 原則として分収造林事業による造成林の伐採収入を弁済の財源とし、支払い方法について支援を求める。
- ・ 伐採収入によって弁済できない債務については、免除を含めた協議を行う。

(2) 債務処理の概要

○滋賀県造林公社

- ① 公社の将来にわたる伐採収益（平成27年度～63年度予定）を約6.7億円と見込み、これをもって債務の弁済に充てることとし、各債権者の残高割合で配分する。
- ② 各債権者は、弁済額を超える分の債権（合計約3.33億円）を放棄し、残った債権は全て無利息とする。
- ③ 滋賀県、兵庫県に対しては、伐採収益が生じた年度ごとに、それぞれの割合に応じて弁済する。
- ④ 大阪府、大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団に対しては、①により配分した額を現在価値に割り戻した上で、平成23年5月に一括弁済する。
- ⑤ ④の資金は、滋賀県が公社に対して新規に貸し付ける。

○びわ湖造林公社

- ① 公社の将来にわたる伐採収益（平成35年度～80年度予定）を約12.1億円と見込み、これをもって債務の弁済に充てることとする。
- ② 滋賀県は、弁済額を超える分の債権（合計約6.23億円）を放棄し、残った債権は全て無利息とする。
- ③ 滋賀県に対して、伐採収益が生じた年度ごとに弁済する。

○滋賀県造林公社



(単位:百万円)

弁済方法	債権者	債権額 (平23年3月30日) A	弁済額				債権放棄額 F=A-E	新規貸付 G	処理後の債権予定額 (平23年5月末) H=D+G
			(財源内訳)			合計 E=B+C+D			
			償還積立預金 B	県貸付金 C	伐採収益 D				
長期分割弁済	滋賀県	20,991	31	-	5,077	5,108	15,883	1,432	6,508
	兵庫県	1,129	2	-	192	194	935	-	192
一括弁済	大阪府	7,641	15	611	-	626	7,015	-	-
	大阪市	7,641	15	611	-	626	7,015	-	-
	兵庫県内団体	2,637	5	211	-	216	2,421	-	-
合計		40,039	69	1,432	5,268	6,769	33,270	1,432	6,700

注1 端数処理(四捨五入)に伴い、表計算が一致しない場合がある。
2 兵庫県内団体とは、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団の5団体をいう。

○びわ湖造林公社



(単位:百万円)

弁済方法	債権者	債権額 (平23年3月30日)	弁済額			債権放棄額	処理後の債権予定額 (平23年5月末)
			(財源内訳)		合計		
			償還積立預金	伐採収益			
長期分割弁済	滋賀県	74,408	18	12,065	12,083	62,325	12,065

特定調停における事業計画の概要

1. 計画内容

公社営林地における水源かん養等の公益的機能を持続的に発揮するとともに、伐採により収益を確保する。

(1) 事業（伐採）期間〔分収造林事業〕

（社）滋賀県造林公社：平成27年度から平成63年度まで（37年間）

（財）びわ湖造林公社：平成35年度から平成80年度まで（46年間）

(2) 採算性の判定

枝班（事業管理地の最小単位）ごとに市場価逆算法により試算し、主伐収入が見込める枝班を採算林に計上。

(3) 不採算林の扱い

主伐収入が見込めない場合は、原則として契約を解除する等により土地所有者に返地し、公社経営から分離。分離した後の森林の管理は滋賀県の一般施策で対応。

(4) 伐採方法

各事業地を10年毎（51年、61年、71年、80年）に4回に分けて小規模列状伐採を繰り返し、伐採後については天然下種更新により広葉樹林化を図る。

(5) 搬出方法

原則として架線系集材。

(6) 分収割合

公社：土地所有者＝6：4を契約変更により9：1に変更。

(7) 補助金

保育等の補助金のほか、列状伐採も最初の2回について補助金を受ける。

(8) 販売方法

原則として市場売り。

2. 採算林面積

	滋賀県公社	びわ湖公社	2公社合計
管理面積 (ha)	6,981	12,416	19,398
事業地数 (箇所)	224	373	597
枝班数 (箇所)	3,216	7,023	10,239
採算林 (ha)	2,503 (35.9%)	5,047 (40.6%)	7,550 (38.9%)
事業地数 (箇所)	131	238	369
枝班数 (箇所)	1,437	3,023	4,460
不採算林等 (ha)	4,478 (64.1%)	7,369 (59.4%)	11,848 (61.1%)
事業地数 (箇所)	185	281	466
枝班数 (箇所)	1,779	4,000	5,779

※1 採算林の事業地の中には、一部不採算林を含む事業地がある。

※2 一つの事業地において採算林と不採算林が混在する場合は、各々で計上しているため事業地の合計数は合わない。

※3 面積等は、分収造林事業にかかっているもののみ。

3. 主伐計画

	滋賀県公社	びわ湖公社	2公社合計
採算林面積 (ha)	2,503	5,047	7,550
材積(素材) (m ³)	668,160	1,202,574	1,870,734
主伐収入 (百万円)	2,607	4,149	6,756

※1 価格は、平成21年度単価で試算。

※2 面積等は、分収造林事業にかかるもののみ。

4. 伐採収益（収支計画）

	滋賀県公社	びわ湖公社	2公社合計
期間(主伐実施)	H27~H63	H35~H80	H27~H80
分収造林等収入 ①=②~⑤	9,252	20,734	29,987
主伐収入 ⑥	2,607	4,149	6,756
間伐収入 ⑦	36	0	36
補助金収入(非皆伐施業) ⑧	4,471	8,507	12,978
補助金収入(保育等) ⑨	468	1,921	2,389
管理運営費補助等 ⑩	1,208	4,216	5,424
受託事業等収入 ⑪	462	1,942	2,403
分収造林等支出 ⑫=⑬~⑰	2,552	8,680	11,232
造林事業費 ⑬	410	2,245	2,656
付帯事業費 ⑭	419	756	1,176
管理費 ⑮	880	3,333	4,213
分収交付金 ⑯	248	394	642
分収に係る調査費 ⑰	130	207	338
受託事業費等 ⑱	465	1,743	2,208
伐採収益 ⑲=①-⑱	6,700	12,054	18,756

※1 分収割合を、公社9:土地所有者1として算定。

※2 単位は百万円。

3. 造林公社問題検証委員会報告（概要）

社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の債務問題について、これまでの政策および造林公社の運営等について検証し、造林公社の経営の健全化に資するため、滋賀県において平成20年10月に造林公社問題検証委員会が設置され、平成21年9月にその報告書がとりまとめられた。その概要は以下のとおりである。

1. 報告書の構成

- ・客観的かつ中立的な立場で検証作業を実施。
- ・第1部は、委員会の認識と見解、エッセンスのみを記載。第2部は、取り上げた事実・資料、委員からの意見を中心に確認できる事実、そこからの結論をまとめたもの。

2. 検証にあたっての基本的視点

- ・3つの視点（以下のとおり）を設定。
- ・問題を生み出した原因とメカニズムやプロセスに主眼。県民に対するアカウンタビリテイ（説明責任）に着目。

3. 第1の視点：融資による林業公社方式での造林は適切だったのか。

(1) 拡大造林の推進の適否

- ・両公社による拡大造林は、営利のみでなく山村の雇用創出、水源かん養等公共目的の面も大きい。
- ・しかし、結果として多くの負債を生んだほか、広葉樹を伐採し針葉樹を植えたものの十分な管理ができない森林もあり、造成した人工林の行く末も未定。
- ・とはいえ高度成長期の森林資源需要に応えた拡大造林政策は、ただちに誤った政策とするのは困難。

(2) 分収造林方式の適否

- ・両公社の受け持った造林地は、奥地等民間では造林の進まない条件の悪い所が中心で、一般的なビジネスモデルでは考えられない悪条件が加味されていた。
- ・造林・育林費用は造林者の負担という仕組みは、木材価格低下の場合負担分を回収できない恐れ。
- ・しかし、木材価格上昇が続くならビジネスモデルとしてスタートしたことは完全に誤りとは言い切れない。
- ・ただし、収益分析が必要だったが内部収益率（林業利回り）の計算がされず緻密で合理的な検討がされなかった。このことが後の見通しの甘さ、分析の不徹

底に影響、見直しを難しくすることにつながった。

(3) 林業公社方式の適否

- ・ 地方自治体の外郭団体である林業公社は、国の地方での政策実施の組織、また融資の受け皿として、分収造林に便利な仕組み。独立した法人だが、実質的に地方自治体の機関のような位置づけ、独自の経営判断、意思決定できないしくみに問題。
- ・ 国の誘導に従い両公社を創設した県にも相応の責任。議会も設立を推進しており県全体の問題。
- ・ 県は損失補償までしていることから、両公社の財務状況や活動内容をチェックするべき責任が大きい。

(4) 農林漁業金融公庫による融資方式の適否

- ・ 滋賀県が補助金を受けず融資のみで行うことを選択したのは、制度上利率差等からやむをえない面。
- ・ 資産がなく利益は数十年先まで生じない両公社に融資をした公庫がどのような審査をしたかは明らかでないが、県の損失補償を前提にかなりリスクのある融資を行ったのではないかと考えられる。
- ・ 膨大な債務超過に陥るまで融資の停止はなかったことから、金融機関として公庫の責任は重大。
- ・ 国は、融資になじまない公社造林への政策金融を制度化した責任と、公庫に対する監督責任あり。

(5) 小括

- ・ 林業公社が、公庫融資、分収造林方式で造林する枠組は、無理と矛盾をはらみ政策的誤りがあった。

4. 第2の視点：債務が累積していく過程で、事業の見直しや中止はできなかったのか。

(1) 事業（特に植林）の見直しができたと思われる時点

- ・ 植林は後の保育・管理に長期間大きな費用が必要で、その計画は社会・経済変化から見直しが必要。
- ・ 植林の見直しの大きな機会として、昭和40年代半ば外材割合が高まった時点があったが、びわ湖公社が設立されさらに造林の推進となった。50年代初頭に人件費が高騰し、国有林野事業で赤字の発生した時点も見直しの機会だった。

(2) 継続的なチェックは誰の責任であったのか。

- ・ 莫大な費用で超長期の事業を行うためには継続的な業務チェックが必要。債務が拡大し返済不可能な事態に陥らないようなチェックが行われていたかについ

て債務の大半を占める公庫のチェックに注目。

- ・ 一般的には金融機関が返済不能に陥りそうな相手に融資を続けることはありえない。その意味で融資を続けた公庫の責任は看過できない。両公社へ改善要求、融資停止等を行ってしかるべき。
- ・ 政府系金融機関としても、金融機関として融資先の財務状況、経営実態、事業計画に対してチェックし、それに基づき適切な対応をとるべき。返済不能の場合は債務の減免などを行う道義的責任がある。
- ・ 国は全国の林業公社の経営についてチェックする責任があるが、有効なチェックしていたと思われぬ。
- ・ 国の林業公社問題への対策は新たな融資制度で、債務増大防止や圧縮には役立つものと言えない。
- ・ 国が自ら推進したビジネスモデルの破綻を地方や林業公社の責任とすることは許されない。
- ・ 両公社は当事者として、県は監督者・貸し手として、事業見直し等を早いうちに打ち出すべきだった。

(3) 小括

- ・ 国も公庫も責任があるが、継続的に両公社と接触がありチェックができた公庫の責任が大きい。
- ・ 県も、公社経営のチェックを求められていた。

5. 第3の視点：累積債務の処理は適切だったのか。

(1) 両公社の当事者能力

- ・ 両公社には当事者能力がなく、公共性・公益性から経営改善の上、公社存続が必要としている県は債務処理の責任がある。

(2) 県の取り組み

- ・ 県や両公社は国へ支援要請や債務圧縮努力はしたが、本委員会のような第三者機関をもっと早く設置し、この問題の原因とメカニズムやプロセスを解明し、責任の割合に応じた負担のあり方を主張するべきだった。
- ・ 19年度に延滞したことについては、問題の先送りは好ましくないが、なんらかの支払いをして時間を確保する方が有効だった可能性も捨てきれない。
- ・ 重畳的債務引受について、財政援助制限法上違法の疑いの指摘を総務省から受け、すぐに撤回したことは、負担額は変わらず事態の早期収拾には合理的かもしれないが、県が国や公庫に対し責任追及や負担軽減へ行動できるか、主体的に政策形成できるかについて県民に不安を感じさせる。

(3) 国と公庫の対応

- ・ 国は、対症療法的取組で、責任に応じた負担、積極的な解決しないのは国民の

納得は得られない。

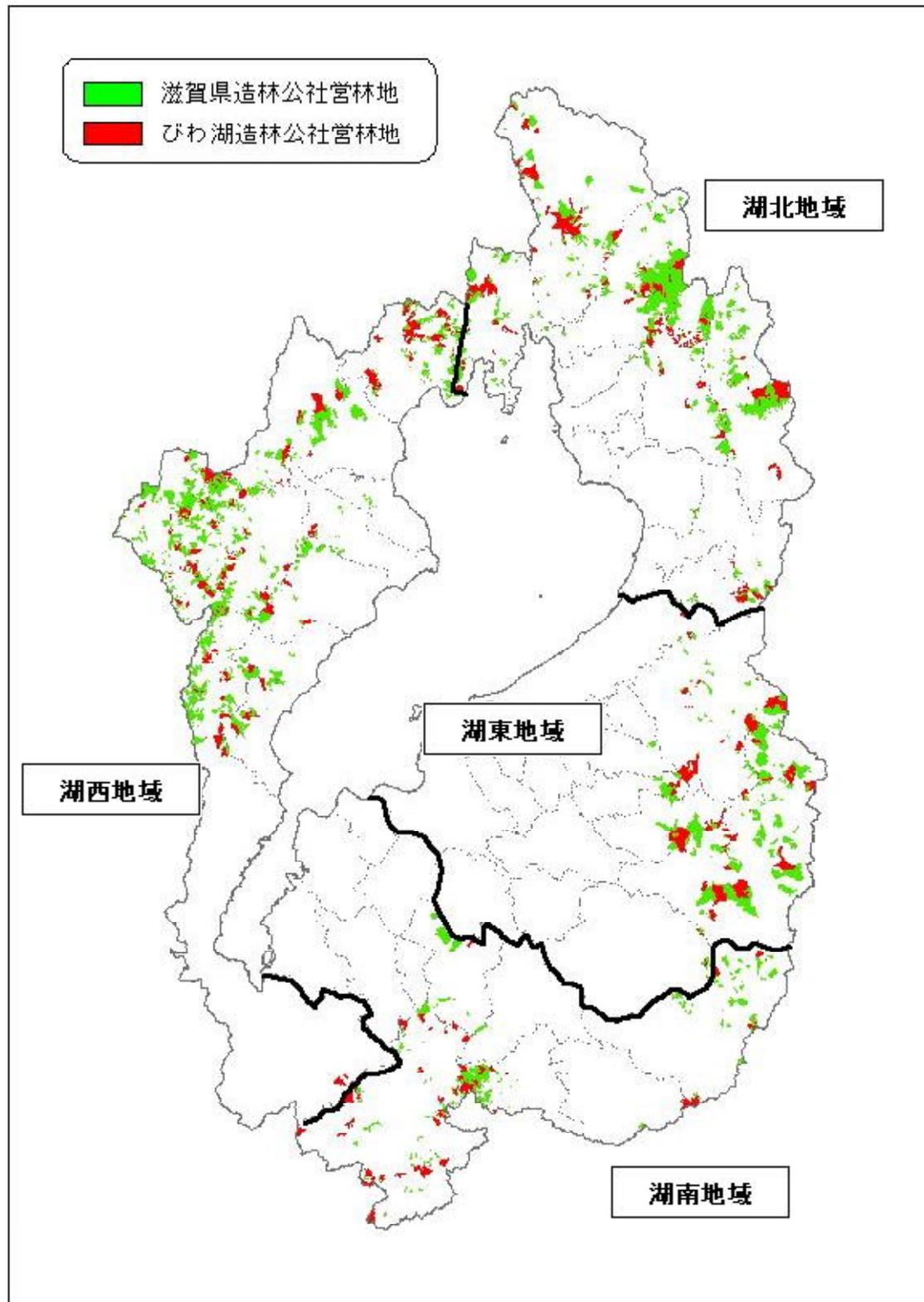
- ・ 公庫は、国の政策を金銭的に支えており、責任を共有すべき。
- ・ 国が債務処理を公庫と県の2者間の問題にすることは、責任の放棄ではないか。

6. 結論

- ・ 国は、拡大造林を進める方針の下で、造林が進みにくい箇所を林業公社で進め、その資金を補助のみでなく融資を充てたことがそもそも発端。政策を推進した国の責任が極めて大きい。
- ・ 出発点で間違った政策選択をしても、その後のチェック、見直しが適切ならここまで大きな問題にならなかった。関係者の皆に責任があるが、債務問題に関する限り公庫のチェック機能が問題とされるべき。
- ・ 県、両公社は、直接の当事者で、当事者能力から県が大半の責任。最初の段階で国の政策に同調したのはやむを得ないとしても、社会経済情勢、木材市場の変化の中で国のビジネスモデルの欠陥に気づく機会あったのに有効な対策を行わなかった責任は大きい。
- ・ 県は、累積債務の処理について、損失補償契約があり選択肢は限られていたが、結局、全ての負担を県が負うことになった結果責任はまぬがれ得ない。
- ・ 国、公庫、県、両公社、下流団体にそれぞれ責任。開始、実施過程、債務処理段階で責任割合異なる。
- ・ 損失補償契約がどうあれ、県民が債務の全部あるいは大半を負担するのは、社会的正義から妥当とはいえない。全ての関係者が責任を主体的に認め、その割合に応じた処理や対応が必要。
- ・ 今後、両公社の営林地については県民の大きな関心事。慎重・科学的な検討を行い、明確・適切な方針を打ち出し、最適な手法やコスト負担の仕組みを選択できることが、造林公社問題の真の解決に必要。
- ・ この問題は、長い間県民の気づかないところで進行し、県議会や第三者のチェックが働かなかった。今後の林業・森林政策には、十分な情報の公開、県議会等のチェックが必要。

4. 現 状

(1) 営林地の現状



① 営林地管理面積

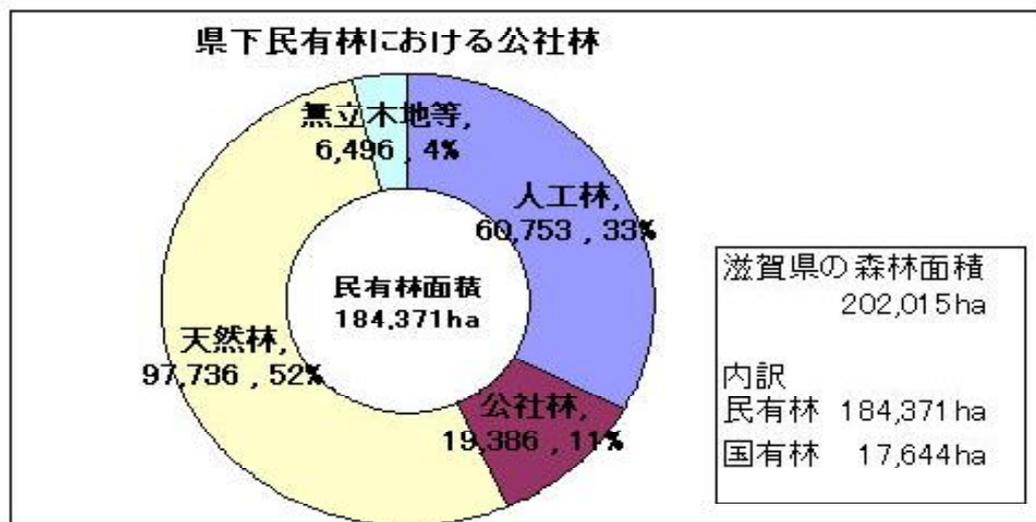
◇ 滋賀県造林公社の営林地管理面積は、公共事業等による減少分を除き、平成22年度末現在で6,975.77haとなっている。

◇ びわ湖造林公社の営林地管理面積は、公共事業等による減少分を除き、平成22年度末現在で12,409.90haとなっている。

(平成22年度末現在 単位：ha)

		滋賀県造林公社	びわ湖造林公社
分収造林契約面積	a	7,738 ha	17,194 ha
筆数		1,725 筆	6,689 筆
うち保安林面積		2,998 ha (全体の39%)	5,680 ha (全体の33%)
植栽面積	b	7,115.63 ha	12,507.00 ha
公共事業等による潰れ地面積	c	△142.15 ha	△ 71.00 ha
分収育林提供面積	d	-	△ 28.94 ha
開発に伴う代替地面積	e	2.29 ha	2.84 ha
管理面積	f=b+c+d+e	6,975.77 ha	12,409.90 ha
分収育林面積		-	51.50 ha

<参 考>



※民有林、国有林面積は、「平成21年度版滋賀県森林・林業統計要覧」より

② 営林地の立地

◇地域別には、湖西地域、湖北地域における立地が多く、両地域で滋賀県造林公社は6割以上、びわ湖造林公社は7割以上の営林地が立地している。

(平成22年度末現在 単位：箇所、ha)

地域区分	滋賀県造林公社		びわ湖造林公社		2公社合計	
	事業地数	現有面積	事業地数	現有面積	事業地数	現有面積
湖北地域 (伊吹山系)	64	(31) 2,144.15	112	(29) 3,615.72	176	(30) 5,759.87
湖西地域 (比良山系)	79	(32) 2,273.08	123	(42) 5,146.34	202	(38) 7,419.42
湖東地域 (鈴鹿山系)	49	(21) 1,469.75	78	(18) 2,241.23	127	(19) 3,710.98
湖南地域 (信楽高原・甲賀丘陵)	32	(16) 1,088.79	60	(11) 1,406.61	92	(13) 2,495.40
合計	224	(100) 6,975.77	373	(100) 12,409.90	597	(100) 19,385.67

※ () は全体に対する地域の割合(%)

◇営林地の最寄りの林道等公共車道から事業地中心までの距離は、滋賀県造林公社の営林地平均では約690mであり、びわ湖造林公社では650mとなっている。

(平成22年度末現在)

	滋賀県造林公社		びわ湖造林公社	
	管理面積(ha)	割合(%)	管理面積(ha)	割合(%)
～ 100m	112	1.6	310	2.5
～ 200m	356	5.1	434	3.5
～ 400m	1,569	22.5	2,544	20.5
～ 600m	1,577	22.6	3,785	30.5
～ 800m	1,772	25.4	2,966	23.9
～1,000m	523	7.5	1,477	11.9
～1,500m	893	12.8	695	5.6
～2,000m	174	2.5	37	0.3
2,000m～			161	1.3
計	6,976	100.0	12,410	100.0
平均距離	滋賀県造林公社：約690m			
	びわ湖造林公社：約650m			

③土地所有者（分収契約者）

◇滋賀県造林公社の営林地土地所有者は574人となっており、その構成については、個人が最も多く78.4パーセントを占め、次いで「区」が15.2パーセントとなっている。面積比では、区所有が42.7パーセント、次いで個人所有が26.2パーセントとなっている。

◇びわ湖造林公社の営林地土地所有者は1,972人となっており、その構成については、個人が最も多く89.0パーセントを占め、次いで「区」が6.3パーセントとなっている。面積比では、個人所有が44.3パーセント、次いで区所有が28.0パーセントとなっている。

（平成22年度末現在 単位：ha、%、筆、者）

		区	市 町	財産区	生産森組	宗教法人	個 人	法 人	計
滋 賀 県 公 社	面 積 (割合)	3,300 (42.7)		1,017 (13.1)	1,202 (15.5)	193 (2.5)	2,026 (26.2)		7,738
	筆	330		38	105	35	1,217		1,725
	地 権 者 (割合)	87 (15.2)		5 (0.9)	18 (3.1)	14 (2.4)	450 (78.4)		574
び わ 湖 公 社	面 積 (割合)	4,815 (28.0)	135 (0.8)	911 (5.3)	2,671 (15.5)	648 (3.8)	7,622 (44.3)	392 (2.3)	17,194
	筆	1,246	27	59	259	87	4,942	69	6,689
	地 権 者 (割合)	124 (6.3)	5 (0.3)	10 (0.5)	28 (1.4)	36 (1.8)	1,754 (89.0)	13 (0.7)	1,970
合 計	面 積 (割合)	8,115 (32.6)	135 (0.5)	1,928 (7.7)	3,873 (15.5)	841 (3.4)	9,648 (38.7)	392 (1.6)	24,932
	筆	1,576	27	97	364	122	6,159	69	8,414
	地権者 (割合)	211 (8.3)	5 (0.2)	15 (0.6)	46 (1.8)	50 (2.0)	2,204 (86.6)	13 (0.5)	2,544
1地権者当 たりの面積		38.5	27.0	128.5	84.2	16.8	4.4	30.2	9.8

※面積は契約面積

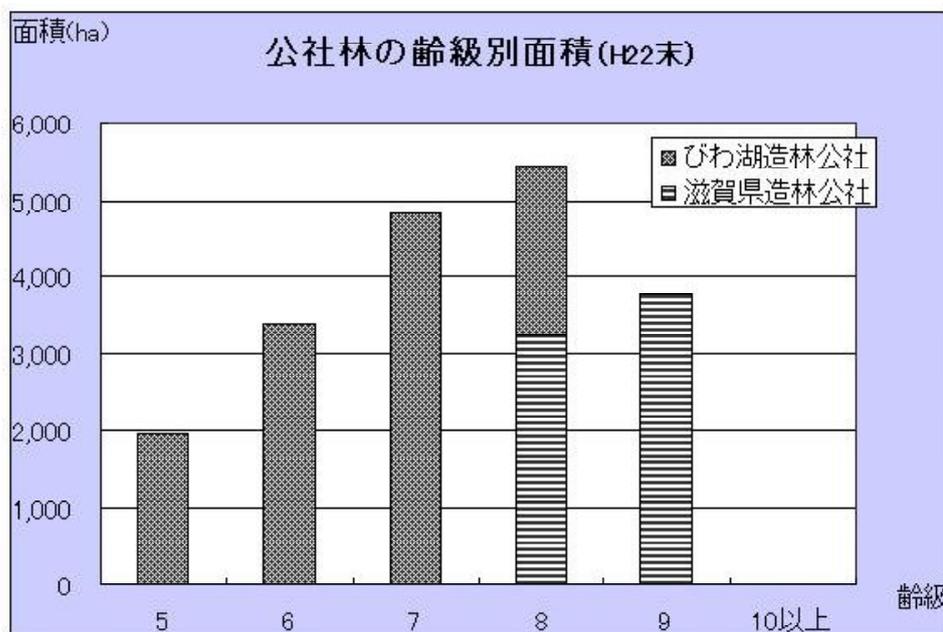
④樹種別・齢級構成

◇滋賀県造林公社の樹種構成は、スギ66.27パーセント、ヒノキ25.26パーセントおよびマツ8.47パーセントとなっており、これらの約46パーセントが8齢級、残る約54パーセントが9齢級となっている。

◇びわ湖造林公社の樹種構成は、スギ66.98パーセント、ヒノキ33.01パーセントとなっており、これらの約39パーセントが7齢級、約27パーセントが6齢級であり、ほか5齢級等となっている。

(平成22年度末現在 単位：ha、%)

区分		齢級 林齢	5齢級 21～25	6齢級 26～30	7齢級 31～35	8齢級 36～40	9齢級 41～45	10齢級～ 46～	合計
滋賀県 造林公社	分収 林	スギ				2,274.45	2,346.56	1.60	4,622.61
		ヒノキ				869.63	892.44		1,762.07
		マツ				77.33	513.76		591.09
		計				3,221.41	3,752.76	1.60	6,975.77
びわ湖 造林公社	造林	スギ	948.72	2,193.22	3,461.83	1,719.38		0.57	8,323.72
		ヒノキ	1,013.60	1,187.05	1,375.65	505.61	1.54	0.73	4,084.18
		マツ				2.00			2.00
		計	1,962.32	3,380.27	4,837.48	2,226.99	1.54	1.30	12,409.90
	分収 育林	スギ		5.70	1.20	2.26	3.92	9.84	22.92
		ヒノキ	0.25		5.65	13.88	2.13	6.67	28.58
		計	0.25	5.70	6.85	16.14	6.05	16.51	51.50
合計			1,962.57	3,385.97	4,844.33	5,464.54	3,760.35	19.41	19,437.17
割合			10.1	17.4	24.9	28.1	19.4	0.1	



⑤ 生育状況

◇滋賀県造林公社の造林木の生育状況は、生育度「上」が6.4パーセント、生育度「中」が43.4パーセント、生育度「下」が28.8パーセントとなっている。

◇びわ湖造林公社の造林木の生育状況は、生育度「上」が6.6パーセント、生育度「中」が64.6パーセント、生育度「下」が20.5パーセントとなっている。

生育度 (地位級)		上		中		下		被災林
		(生産力 大)		(生産力 中庸)		(生産力 劣る)		
生育度 判定基準 (樹高 (m))	齢級 (年数)	スギ	ヒノキ	スギ	ヒノキ	スギ	ヒノキ	
	4 (16 ~ 20)	~ 10.5	~ 9.2	10.4 ~ 7.3	9.1 ~ 6.7	7.2 ~	6.6 ~	
	5 (21 ~ 25)	~ 12.6	~ 10.7	12.5 ~ 8.7	10.6 ~ 7.8	8.6 ~	7.7 ~	
	6 (26 ~ 30)	~ 14.4	~ 12.1	14.3 ~ 10.0	12.0 ~ 8.8	9.9 ~	8.7 ~	
	7 (31 ~ 35)	~ 16.0	~ 13.2	15.9 ~ 11.0	13.1 ~ 9.6	10.9 ~	9.5 ~	
	8 (36 ~ 40)	~ 17.4	~ 14.1	17.3 ~ 12.0	14.0 ~ 10.2	11.9 ~	10.1 ~	
	9 (41 ~ 45)	~ 18.6	~ 14.8	18.5 ~ 12.8	14.7 ~ 10.8	12.7 ~	10.7 ~	
滋賀県 造林公社	6,982ha	(6.4%) 450ha		(43.4%) 3,031ha		(28.8%) 2,009ha		(21.4%) 1,492ha
びわ湖 造林公社	12,416ha	(6.6%) 820ha		(64.6%) 8,018ha		(20.5%) 2,548ha		(8.3%) 1,030ha
合 計	19,398ha	(6.5%) 1,270ha		(57.0%) 11,049ha		(23.5%) 4,557ha		(13.0%) 2,522ha

※面積は平成17年度末の現有（管理）面積

※分収育林事業は除く

※被災林面積は森林改良事業により復旧後の面積

※特定調停申立にかかる伐採収入算定の基礎資料より作成

⑥ 路網整備状況

◇滋賀県造林公社の営林地における路網整備延長は、平成22年度末現在の総延長59,825mであり、1ha当たり8.6mとなっている。

◇びわ湖造林公社の営林地における路網整備延長は、平成22年度末現在の総延長144,353mであり、1ha当たり11.6mとなっている。

(平成22年度末現在)

区 分	滋賀県造林公社	びわ湖造林公社	合 計
	延長 (m)	延長 (m)	延長 (m)
公社作業道 (幅員1.8~2.5m)	33,161	60,650	93,811
公社作業道 (幅員2.5~3.0m)	7,764	43,503	51,267
林道等公共車道	18,900	40,200	59,100
計 a	59,825	144,353	204,178
管理面積 (ha) b	6,978	12,410	19,386
路網密度(m/ha) a/b	8.6	11.6	10.5

<参 考>

県内の林道等整備状況

林 道

(単位：m、m/ha)

区 分	延 長	林道密度 (自動車道のみ)	林道密度 (簡易林道、軽車道を含む)
軽 車 道	191,828	5.36	6.71
自 動 車 道	987,653		
簡 易 林 道	57,443		
計	1,236,924		

※「平成21年度版滋賀県森林・林業統計要覧」より

作業道

(単位：m、m/ha)

延 長	作業道密度
626,731	3.40

※「平成21年度版滋賀県森林・林業統計要覧」より

⑦保安林指定等の状況

◇保安林及び保安施設地区、砂防指定地、自然公園特別保護区及び特別地区など、法令により立木の伐採を制限されている営林地は、滋賀県造林公社においては、2,998haで営林地全体の39%となっており、びわ湖造林公社においては、5,680haで営林地全体の33%となっている。

(単位：ha、%)

地域区分	滋賀県造林公社			びわ湖造林公社			2公社合計		
	分収契約面積	制限林面積	割合	分収契約面積	制限林面積	割合	分収契約面積	制限林面積	割合
湖北地域	2,341	1,056	45	5,664	2,334	41	8,005	3,390	42
湖西地域	2,424	678	28	6,371	773	12	8,795	1,451	16
湖東地域	1,790	523	29	3,344	1,207	36	5,134	1,730	34
湖南地域	1,183	741	63	1,815	1,366	75	2,998	2,107	70
合 計	7,738	2,998	39	17,194	5,680	33	24,932	8,678	35

⑧被災林の状況

◇公社営林地には、雪害等の気象災害等により、造林木の生立本数が著しく少ないなど収益が見込めない被災林がある。

被災林面積は、滋賀県造林公社で1,492ha、びわ湖造林公社で1,030haとなっている。

(平成22年度末現在)

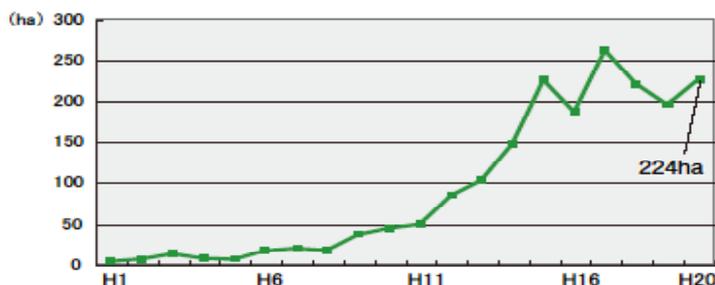
滋賀県造林公社	びわ湖造林公社	合 計
1,492 ha (21%)	1,030 ha (8%)	2,522 ha (13%)

※ () 内数字は管理面積に対して占める割合

⑨ 獣害被害の状況

◇主にニホンジカによる森林被害が近年になって急激に増加し、県内の森林に深刻な被害を与えている。造林公社営林地は山の奥地に所在するものが多いため、他の森林以上に被害が発生しており、毎年度、その対策を講じることが必要となっている。

【ニホンジカによる森林被害面積の推移】



※グラフは滋賀県内の状況

造林公社林の獣害（クマ、シカ）被害区域（平成21年度末累計）
（単位：ha）

	滋賀県造林公社	びわ湖造林公社	合計
被害区域面積	497	986	1,453

〈参 考〉

森林の公益的機能の評価試算（年間評価額）

項目	全 国	滋 賀 県	造林公社		
			滋賀県公社	びわ湖公社	
森 林 面 積 (全国に対する比率)	2,514万6千ha	20万7千ha (0.8%)	16.7千ha (0.07%)	5.4千ha (被災林除く)	11.3千ha (被災林除く)
水源					
かん					
養機					
能					
降水の貯留	8兆7,400億円	899億円	73億円	24億円	49億円
洪水の防止	5兆5,700億円	356億円	28億円	9億円	19億円
水質の浄化	12兆8,100億円	1,307億円	106億円	34億円	72億円
計	27兆1,200億円	2,562億円	207億円	67億円	140億円
土砂流出防止機能	28兆2,600億円	2,464億円	200億円	64億円	136億円
土砂崩壊防止機能	8兆4,400億円	695億円	56億円	18億円	38億円
保健休養機能	2兆2,500億円	558億円	11億円	4億円	7億円
野生鳥獣保護機能	3兆7,800億円	311億円	25億円	8億円	17億円
大気					
二酸化炭素吸収	1兆2,400億円	129億円	19億円	6億円	13億円
保全					
酸素供給	3兆9,000億円	408億円	61億円	20億円	41億円
機能					
計	5兆1,400億円	537億円	80億円	26億円	54億円
合 計	74兆9,900億円	7,127億円	579億円	187億円	392億円

※全国の数値は平成12年9月6日林野庁の発表数値。

※滋賀県および造林公社の数値は、林野庁が算出に用いた代替法（ある環境サービス機能の価値を、それと同程度のサービス機能を有する代替的事業を行うとして、それに要する費用を推計することによって評価する手法）に準じて算出。

(2) 財務・組織の状況

① 財 務

〈滋賀県造林公社〉

- ◇滋賀県造林公社の会計は、「公益法人会計基準」に拠っている。
- ◇平成22年度の事業規模は、保育事業および施設整備事業のほか、森林整備地域活動支援交付金事業、受託事業およびこれらにかかる管理費を含め、決算額として約2億円となっている。
- ◇事業費の財源の主なものは保育等事業にかかる補助金であるが、そのみでは事業費および管理費を賄えないことから、その不足分は滋賀県からの出資金によって補填されている。なお、交付金事業および受託事業については、収支が均衡しており、受託事業はその事業費の一部により管理費（人件費）を賄っている。また、間伐による収入は例年数百万円程となっている。
- ◇平成22年度の保育事業の主なものは間伐および病虫害獣防除であるが、造林木のほとんどが8～9齢級に達し伐期が近いため、近く、間伐等の保育事業は終了していく見込みである。
- ◇森林資産は、造林事業にかかる投下経費額を、補助金を圧縮のうえ計上してきたところである。
- ◇一方、特定調停により債務免除されたことから、平成22年度末現在の長期借入金残高は6,700,299千円となった。これに伴い、特定調停における収支見込みの考え方を踏まえ、森林資産から得られると見込まれる収益を超える森林資産計上分については、将来において損失になると見込み、その相当分を分収造林事業損失引当金として計上することとした。なお、特定調停により、残債務は今後無利息となっている。

〈債務残高〉

平成22年度末現在	平成21年度末現在	差 引
6,700,299 千円	39,110,696 千円	△ 32,410,397 千円

- ◇損失引当金の計上に伴い、森林資産の計上については、補助金とあわせ滋賀県の出資金についても圧縮記帳することとした。
- ◇退職給付引当金等については、引当基準に従い計上しているが、それに見合う資産は積立不足となっている。

滋賀県造林公社 平成21・22年度決算概要

単位：百万円

事業・収支実績

			平成22年度	平成21年度	差 引
事業実績	保育	間伐・病虫害獣防除等	398 ha	340 ha	—
	施設	作業道開設（幅員 2.5m）	3,242 m	5,505 m	—
	その他	森林整備地域活動支援交付金事業 受託事業	5,999 ha 3 件	6,232 ha 3 件	— —
収支実績	収入	造林補助金	67 百万円	73 百万円	△ 7 百万円
		森林整備地域活動支援交付金	32 百万円	32 百万円	0 百万円
		分収林事業収入	12 百万円	12 百万円	0 百万円
		受託等収入	24 百万円	23 百万円	1 百万円
		滋賀県出資金	73 百万円	61 百万円	12 百万円
		滋賀県からの資金借入等	1,528 百万円	9 百万円	1,519 百万円
	計		1,736 百万円	210 百万円	1,526 百万円
	支出	事業費	81 百万円	88 百万円	△ 7 百万円
		管理費	93 百万円	44 百万円	49 百万円
		森林整備地域活動支援交付金事業 受託事業	32 百万円 24 百万円	32 百万円 23 百万円	0 百万円 1 百万円
社員借入金返済支出等		1,515 百万円	13 百万円	1,502 百万円	
計		1,745 百万円	200 百万円	1,545 百万円	
当期収支差額			△ 9 百万円	10 百万円	△ 19 百万円
前期繰越収支差額			15 百万円	5 百万円	10 百万円
次期繰越収支差額			6 百万円	15 百万円	△ 9 百万円

貸借対照表

			平成22年度	平成21年度	差 引
資 産	流動資産	現金・預金	143 百万円	2 百万円	141 百万円
		未収金	1,468 百万円	38 百万円	1,430 百万円
	固定資産	森林	39,513 百万円	39,506 百万円	7 百万円
		基本財産	19 百万円	19 百万円	0 百万円
借入金償還積立資産		5 百万円	69 百万円	△ 64 百万円	
		その他引当資産・積立資産	11 百万円	30 百万円	△ 19 百万円
計		41,159 百万円	39,664 百万円	1,495 百万円	
負債・正味財産	負債	長期借入金	6,700 百万円	39,111 百万円	△ 32,411 百万円
		分収造林事業損失引当金	32,812 百万円	0 百万円	32,812 百万円
		次期返済予定借入金	1,501 百万円	0 百万円	1,501 百万円
		その他流動負債（未払金等）	108 百万円	26 百万円	82 百万円
		その他（森林損害填補引当金等）	190 百万円	208 百万円	△ 18 百万円
	計		41,311 百万円	39,345 百万円	1,966 百万円
	正味財産	出資金	19 百万円	19 百万円	0 百万円
一般正味財産		△ 171 百万円	300 百万円	△ 471 百万円	
計		△ 152 百万円	319 百万円	△ 471 百万円	
負債・正味財産合計			41,159 百万円	39,664 百万円	1,495 百万円

〈びわ湖造林公社〉

- ◇びわ湖造林公社の会計は、「公益法人会計基準」に拠っている。
- ◇平成22年度の事業規模は、保育事業および施設整備事業のほか、森林整備地域活動支援交付金事業、受託事業およびこれらにかかる管理費を含め、決算額として約4億円となっている。
- ◇事業費の財源の主なものは保育等事業にかかる補助金であるが、そのみでは事業費および管理費を賄えないことから、その不足分は滋賀県からの出えん金によって補填されている。なお、交付金事業および受託事業については、収支が均衡しており、受託事業はその事業費の一部により管理費（人件費）を賄っている。また、間伐による収入は例年数百万円程となっている。
- ◇平成22年度の保育事業としては、除伐、間伐、枝打ちおよび病虫害獣防除を実施している。造林木は6～7齢級が中心であり、伐期が近づくまでこうした保育事業を継続していくことになる。
- ◇森林資産は、造林事業にかかる投下経費額を、補助金を圧縮のうえ計上してきたところである。
- ◇一方、特定調停により債務免除されたことから、平成22年度末現在の長期借入金残高は12,083,162千円となった。これに伴い、特定調停における収支見込みの考え方を踏まえ、森林資産から得られると見込まれる収益を超える森林資産計上分については、将来において損失になると見込み、その相当分を分収造林事業損失引当金として計上することとした。なお、特定調停により、残債務は今後無利息となっている。

〈債務残高〉

平成22年度末現在	平成21年度末現在	差 引
12,083,162 千円	73,457,000 千円	△ 61,373,838 千円

- ◇損失引当金の計上に伴い、森林資産の計上については、補助金とあわせ滋賀県の出えん金についても圧縮記帳することとした。
- ◇退職給付引当金等については、引当基準に従い計上しているが、それに見合う資産は積立不足となっている。

びわ湖造林公社 平成21・22年度決算概要

単位：百万円

事業・収支実績

			平成22年度	平成21年度	差 引
事業実績	保育	間伐・病虫害獣防除等	886 ha	1,298 ha	—
	施設	作業道開設（幅員 2.5m）	2,872 m	3,828 m	—
	その他	森林整備地域活動支援交付金事業 受託事業	10,657 ha 5 件	10,705 ha 3 件	— —
収支実績	収入	造林補助金	121 百万円	167 百万円	△ 46 百万円
		森林整備地域活動支援交付金	55 百万円	55 百万円	0 百万円
		分収林事業収入	14 百万円	7 百万円	7 百万円
		受託等収入	12 百万円	9 百万円	3 百万円
		滋賀県出えん金	144 百万円	139 百万円	5 百万円
		受取利息・取崩収入等	117 百万円	97 百万円	20 百万円
		計	463 百万円	474 百万円	△ 11 百万円
	支出	事業費	155 百万円	213 百万円	△ 58 百万円
		管理費	168 百万円	97 百万円	71 百万円
		森林整備地域活動支援交付金事業 受託事業	55 百万円 12 百万円	55 百万円 9 百万円	0 百万円 3 百万円
取崩支出等		76 百万円	101 百万円	△ 25 百万円	
		計	466 百万円	475 百万円	△ 9 百万円
当期収支差額			△ 3 百万円	△ 1 百万円	△ 2 百万円
前期繰越収支差額			8 百万円	9 百万円	△ 1 百万円
次期繰越収支差額			5 百万円	8 百万円	△ 3 百万円

貸借対照表

			平成22年度	平成21年度	差 引
資 産	流動資産	現金・預金	5 百万円	1 百万円	4 百万円
		未収金	46 百万円	28 百万円	18 百万円
	固定資産	森林基本財産	73,856 百万円	73,840 百万円	16 百万円
		借入金償還積立資産	10 百万円	10 百万円	0 百万円
		その他引当資産・積立資産	9 百万円	19 百万円	△ 10 百万円
その他固定資産		214 百万円	265 百万円	△ 51 百万円	
	計	29 百万円	31 百万円	△ 2 百万円	
	計	74,169 百万円	74,194 百万円	△ 25 百万円	
負債・正味財産	負債	長期借入金	12,063 百万円	73,457 百万円	△ 61,394 百万円
		分収造林事業損失引当金等	61,816 百万円	0 百万円	61,816 百万円
		次期返済予定借入金	20 百万円	0 百万円	20 百万円
		その他流動負債（未払金等）	31 百万円	21 百万円	10 百万円
		その他（森林損害填補引当金等）	263 百万円	296 百万円	△ 33 百万円
		計	74,193 百万円	73,774 百万円	419 百万円
	正味財産	出えん金	10 百万円	10 百万円	0 百万円
一般正味財産		△ 34 百万円	410 百万円	△ 444 百万円	
	計	△ 24 百万円	420 百万円	△ 444 百万円	
負債・正味財産合計			74,169 百万円	74,194 百万円	△ 25 百万円

※分収育林特別会計、労働力対策事業特別会計を除く。

②組 織

- ◇滋賀県造林公社およびびわ湖造林公社の組織は下図のとおりである。
- ◇それぞれ個別に役員が選任され、予算および決算のための役員会、総会を各々年2回開催し、その他必要に応じて総会および役員会を随時開催している。
- ◇滋賀県造林公社は、当初、旧農林漁業金融公庫の融資および社員借入金を事業資金としていたが、びわ湖造林公社は琵琶湖総合開発事業の一環として事業を行い、そのため旧農林漁業金融公庫の融資および琵琶湖総合開発事業資金管理財団借入金を事業財源としており、資金の拠出元が相違していたものである。
- ◇事務局は共通であり、事務局職員の全員が両公社の併任となっている。
- ◇事務局職員は県派遣職員と公社採用職員（プロパー職員）で構成しており、昭和55年度以降は公社採用を行っていない。
- ◇事務局職員数は昭和60年度をピークとして減少しており、平成23年度は16名となっているが、近年は職員数減少に伴い正規職員を嘱託職員で代替している。

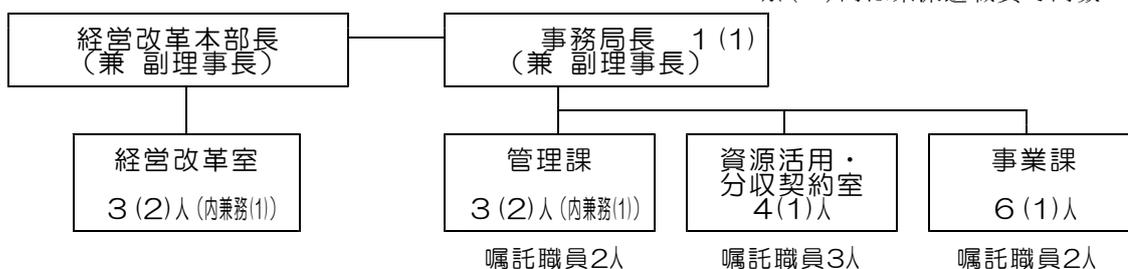
(平成23年4月1日現在)

(社員・役員)

滋賀県造林公社		びわ湖造林公社	
社員	21 団体	理事	11 人
理事	12 人	監事	2 人
監事	2 人	評議員	10 人

(事務局)

※事務局職員は全て両公社の併任
※()内は県派遣職員で内数



	正規職員	左の内訳		嘱託職員
		県派遣職員	公社職員	
事務局職員数	16 人	6 人	10 人	7 人

□職員数の推移

年度	正規職員	左の内訳		嘱託職員	事務所・支所数	備 考
		県派遣職員	公社職員			
S40	12	7	5	—	—	滋賀県公社設立
48	34	4	30	—	3	びわ湖公社設立
54	45	3	42	—	4	
55	45	4	41	—	4	プロパ-職員の採用中止
60	46	6	40	—	4	
62	44	5	39	—	2	4事務所を2支所に統合
H元	41	5	36	1	2	
8	35	4	31	3	2	
10	31	3	28	4	1	2支所を1支所に統合
11	30	3	27	3	1	
12	30	3	27	4	1	
15	28	3	25	4	—	支所閉鎖
18	27	3	24	1	—	
19	22	4	18	3	—	特定調停申立
20	18	4	14	3	—	
21	17	4	13	4	—	
22	17	4	13	4	—	
23	16	6	10	7		

(3) 公社を取り巻く環境

1. 森林・林業の全国状況（平成22年版 森林・林業白書概要より）

(1) 木材需給

① 木材供給

◇国産材の供給は、戦後を中心に造成された人工林資源の充実により、平成14年以降、増加傾向にあり、木材輸入は、需要減少や輸出国における資源的制約等により、平成8年をピークとして減少傾向にある。木材自給率は、平成14年を底として上昇傾向であり、平成21年の自給率は27.8%となっている。

◇今後、「森林・林業再生プラン」に基づく木材の安定供給と利用に必要な体制の構築が進むことにより、国産材の供給力が強化されることが期待される。



② 木材需要

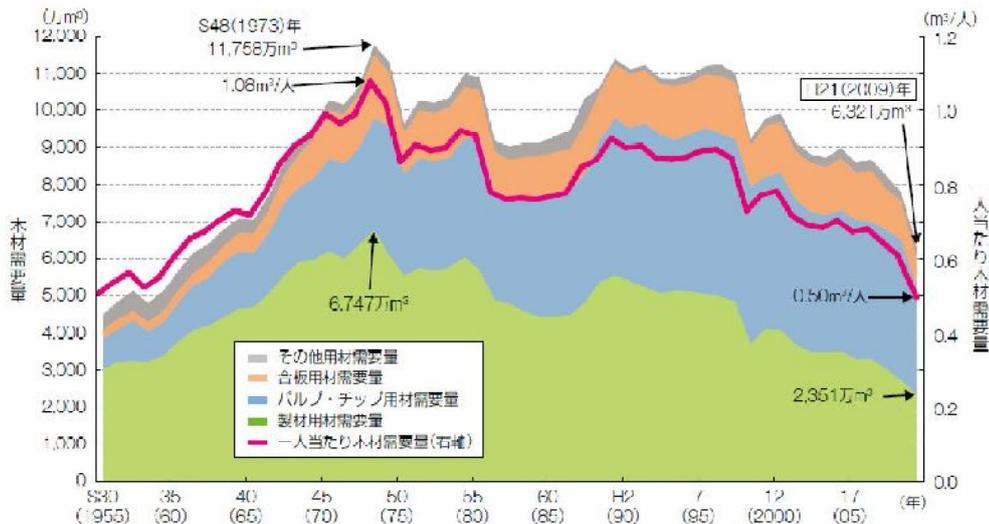
◇木材の需要は、平成8年以降減少傾向にあり、平成21年には、対前年比19%減の大幅な減少となっている。一人当たり木材需要量も、ピーク時の昭和48年の半分(0.50m³/人)にまで落ち込んでいる。

◇住宅着工戸数の減少等により、製材用材の需要はピーク時の3分の1まで減少し、紙・板紙生産量の停滞により、パルプ・チップ用材の需要も減少傾向にある。

◇合板用材の需要も漸減傾向で推移しているが、近年は、国産材の利用が急増している。

◇我が国の人口は、平成18年に初めて減少し、平成32年には、現在よりも約400万人、平成42年には、約1,200万人減少する見込みであり、住宅着工戸数や紙・板紙の需要が大幅に増加することは見込めず、現状のまま推移すれば、木材需要量は減少傾向が継続すると見込まれる。

木材需要量(用材)の推移



資料：林野庁「木材需給表」
注：数量は丸太換算値。

③木材価格の動向

◇平成22年の木材価格は、世界的な景気悪化により大幅に下落した平成21年に比べ、若干上昇傾向にある。



資料：農林水産省「木材価格」
注：スギ中丸太(径14〜22cm、長さ3.65〜4.0m)、ヒノキ中丸太(径14〜22cm、長さ3.65〜4.0m)、カラマツ中丸太(径14〜22cm、長さ3.65〜4.0m)、米マツ丸太(径30cm上、長さ6.0m上)、米ツガ丸太(径30cm上、長さ6.0m上)、北洋カラマツ丸太(径20cm上、長さ4.0m上)、北洋エゾマツ丸太(径20〜28cm、長さ3.8m上)のそれぞれ1m³当たりの価格。



資料：農林水産省「木材価格」
注：スギ正角(乾燥材)(厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m)、ホワイトウッド集成管柱(国産)(厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m)はそれぞれ1m³当たりの価格、計業用合板(厚さ1.2cm、幅31.0cm、長さ1.82m)は1枚当たりの価格。

(2) 木材産業の動向

①我が国の木材産業を取り巻く状況

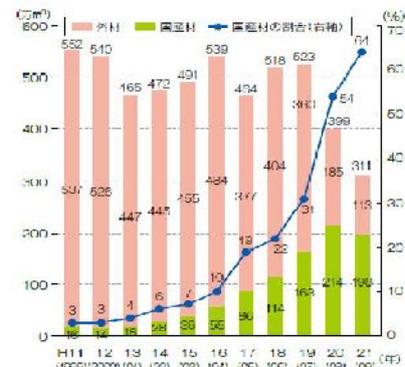
- ◇平成22年の新設住宅着工戸数は、記録的な低水準であった平成21年に比べて僅かに増加し、81万戸となり、木造率は57%に上昇した。
- ◇製材工場は、工場数では7%にすぎない大規模工場が素材消費量の58%を占め、大規模化が進展し、また、素材入荷量に占める国産材の割合が増加した。
- ◇合板用素材供給量のうち、国産材が大幅に増加し、合板用素材に占める国産材の割合は、平成21年には64%に上昇している。

出力規模別の製材工場数、 大規模工場による素材消費量の割合の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材統計」
注：計の不一致は四捨五入による。

合板用素材供給量と 国産材の割合



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材統計」
注：計の不一致は四捨五入による。

②国産材利用拡大に向けた取組

◇木材加工技術の向上や外材をめぐる状況の変化等を背景に、国内の製材工場や合板工場では、国産材への原料転換が加速し、国産材を取り巻く状況は大きく変化しており、「新生産システム」の取組により、モデル地域における地域材の供給量は、平成17年度の132 万m³ から平成21年度の164 万m³へと増加している。

2. 森林・林業の滋賀県の状況

(1) 滋賀県の人工林と公社林

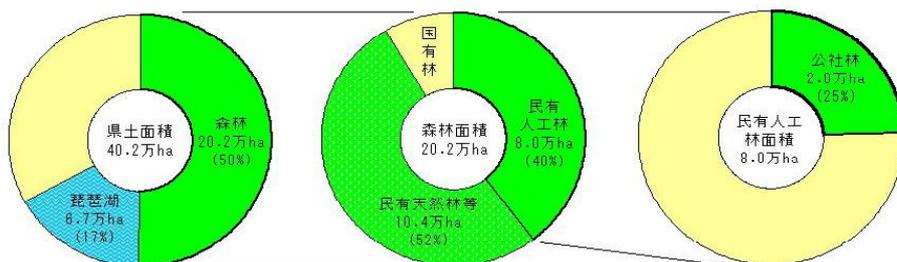
① 県内の森林の状況

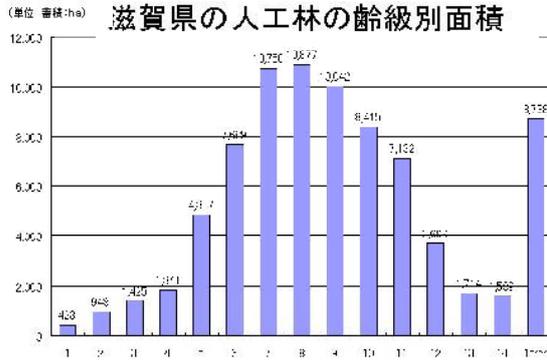
◇全国の森林面積の25,097千haのうち、本県の森林面積は202,015ha（全国に占める割合0.8%） 全国の民有林人工林面積7,983千haのうち、本県の民有林人工林面積は80,139ha（全国に占める割合1.0%）となっている。

〔参考資料：H22森林林業白書参考付表・H21滋賀県森林林業統計要覧〕

◇県土面積(40.2万ha)のうち約半分は森林(20.2万ha)となっている。森林のうち40%が民有林の人工林でありそのうち約4分の1が公社植栽地である。

◇滋賀県の森林蓄積は毎年増加(年間生長量は約300千m³)しており、現在、人工林のうち10齢級(51年生)以上は40%、10年後には約75%になる見込みである。





② 滋賀県内の素材生産量の状況

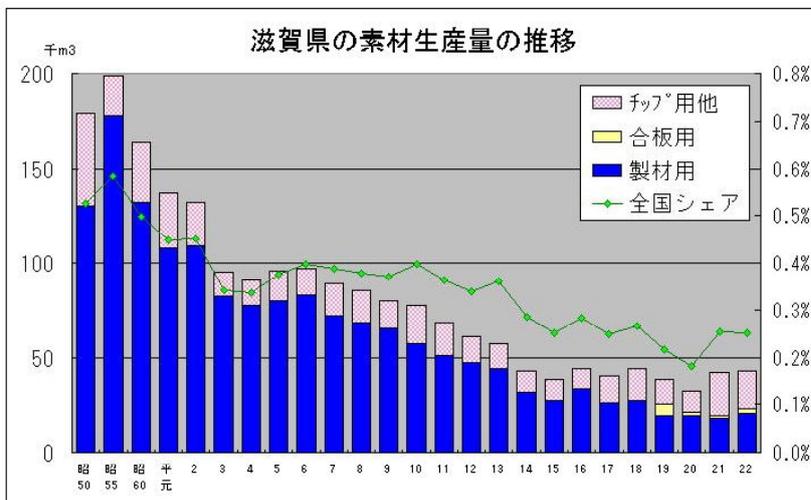
- ◇ 滋賀県内の素材生産量は他府県に比べて少なく、平成21年度の本県生産量は全国第42位であり、全国生産量に占める割合は0.3%である。
- ◇ 平成21年素材生産量（42千m³）のうち約4割は製材用として生産されている。
- ◇ 県内の素材生産業者の規模は小さく、機械化が進んでいない。（採算性の低い生産体制）

全国・滋賀県の素材生産量（平成21年度）

（単位：千m³）

	合計	スギ	ヒノキ	マツ・その他	広葉樹
全国合計	16,619	8,263	1,957	3,756	2,643
1都道府県平均	354	176	42	80	56
滋賀県	42	18	8	5	11

※農林水産省「平成21年木材統計」より



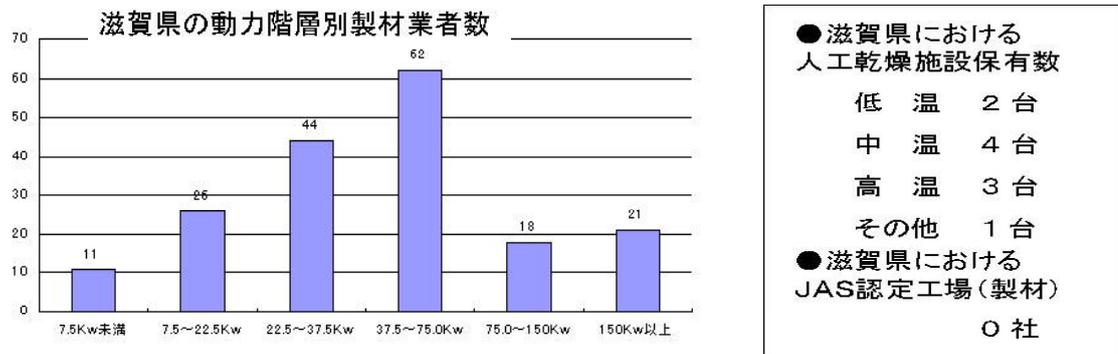
滋賀県の高性能林業機械保有状況

年度	フォワーダ	スイングヤーダ	ハーベスタ
H17	0台	0台	0台
H18	2台	1台	1台
H19	3台	1台	1台
H20	4台	1台	1台
H21	5台	1台	3台

③滋賀県および近隣府県の製材業者の状況

◇出力数75kw未満層の製材工場の数が全体の79%を占めるなど小規模な製材工場が多い。

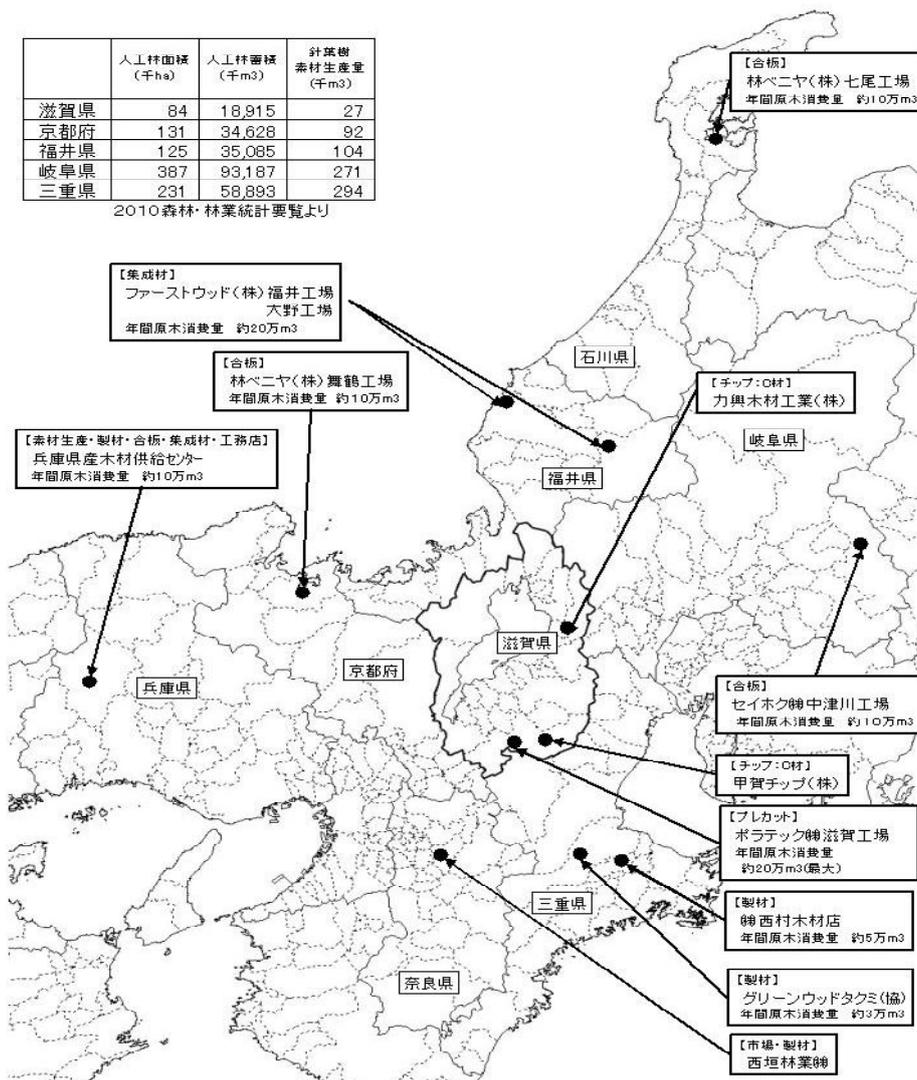
◇年間製材量1,000m³以上の製材工場は7社であり、県外では、年間原木消費量10万m³級の大規模化やKD（人工乾燥）化の流れがみられる。



隣接府県における大規模製材、合板、集成材工場等の概要

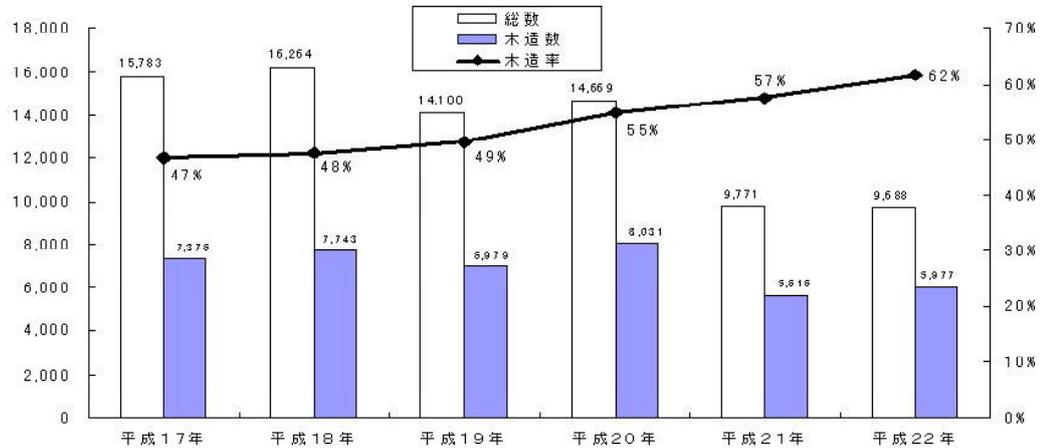
	人工林面積 (千ha)	人工林蓄積 (千m ³)	針葉樹 素材生産量 (千m ³)
滋賀県	84	18,915	27
京都府	131	34,628	92
福井県	125	35,085	104
岐阜県	387	93,187	271
三重県	231	58,893	294

2010森林・林業統計要覧より



④滋賀県内の住宅着工数

◇民間の木造住宅では、多くの木材が使用されている。木造率は、年々増加傾向にあるが、これは、マンションなどの着工戸数が減少したことによると見込まれる。



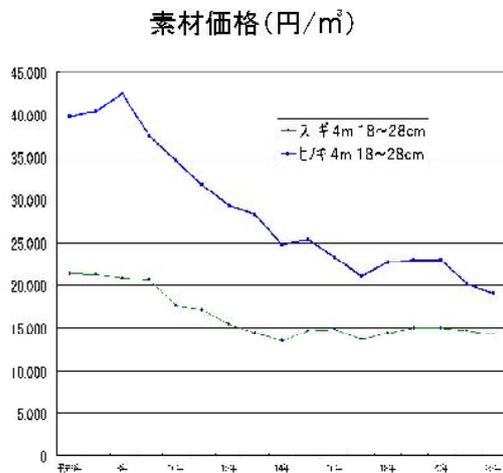
<参考>

建て方の変化→ニーズの変化

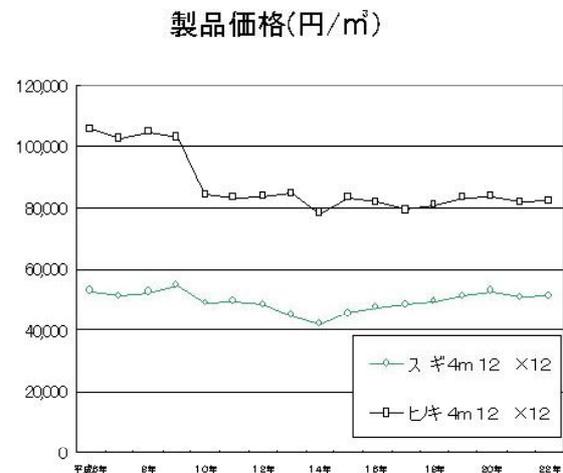
- ・軸組工法の変化 真壁→大壁
- ・和室の減少 (優良材) 需要→一般材 (並材) 需要
- ・在来工法プレカット率84%→大工技能低下と合理化
- ・一般住宅用集成材 管柱2,000円/本
- ・合板や新建材による建て方へ
- ・部材や構造よりも機能を重視
- ・新築住宅はクレームの固まり→工業製品並みの品質管理の必要性

④滋賀県内の木材価格

◇素材価格は長期的に下落傾向にある一方、製品価格は、近年安定的に推移している。



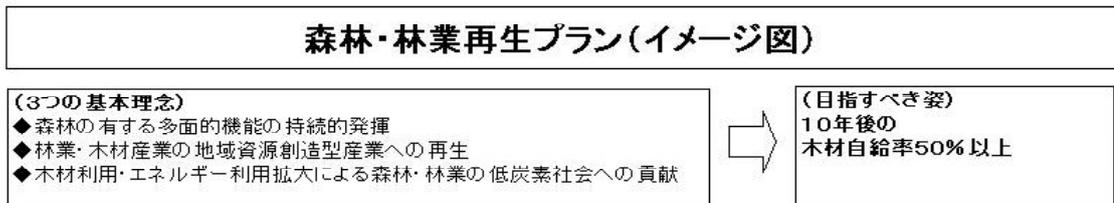
資料: 木材市況流通調査



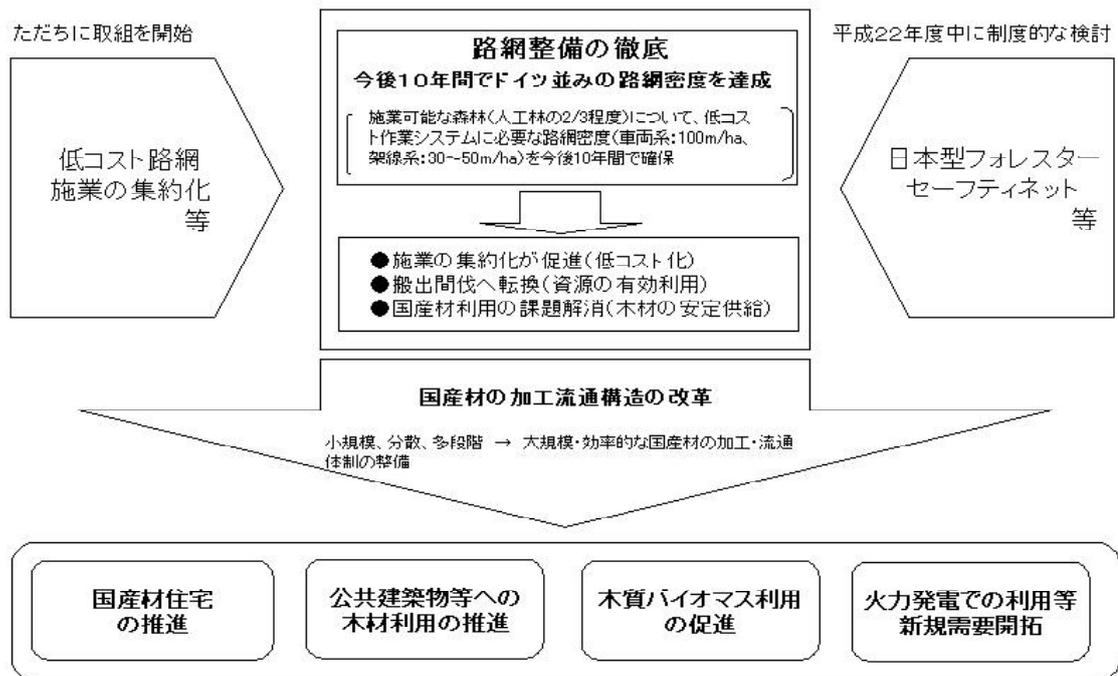
資料: 木材市況流通調査

3. 国の森林・林業政策

- ◇平成21年12月に、我が国の森林・林業を再生していく指針となる「森林・林業再生プラン」が策定された。
- ◇森林・林業再生プランでは、今後10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化、必要な人材の育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築することにより、「木材自給率50%以上」を目指すとしている。
- ◇このプランを着実に推進するため、国において「森林・林業再生プラン推進本部」が設置され、当該本部の下に置かれた5つの検討委員会において、森林計画制度等の制度面と路網・作業システムや人材育成等の実践面の両面から検討が行われている。
- ◇この一環として、平成22年11月に森林・林業基本政策検討委員会により「森林・林業の再生に向けた改革の姿」がとりまとめられ、「全国森林計画においては、皆伐や更新の考え方・基準など基本的なルールをより明確に示す」等の考え方が報告された。



《木材の安定供給体制を構築し、儲かる林業を実現》



※「平成22年版森林・林業白書」より

森林・林業基本政策検討委員会の最終とりまとめの骨子

改革の方向

1. 森林計画制度の見直し
2. 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備
3. 低コスト化に向けた路網整備等の加速化
4. 担い手となる林業事業者の育成
5. 国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立
6. フォレスター等の人材の育成

新成長戦略
21の国家戦略プロジェクト

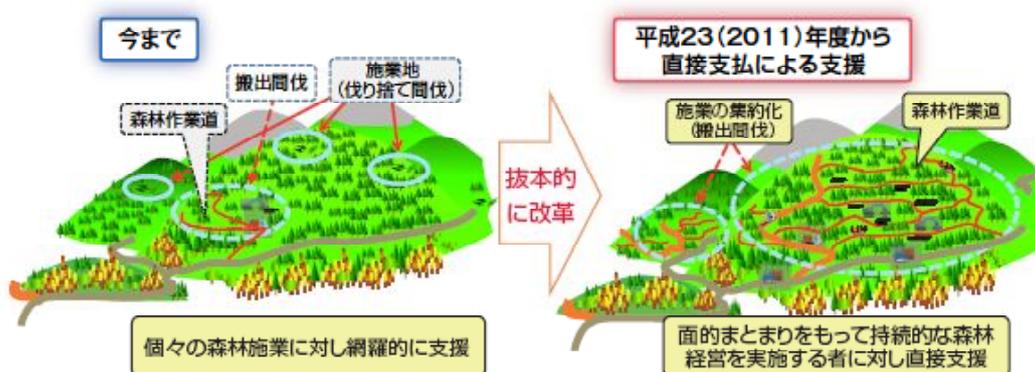
PDCAサイクルによる検証
改革内容の改善

・ 計画的な森林施業の定着
・ 集約化と路網整備の進展による
低コスト作業システムの確立

持続的な森林経営の確立
国産材の安定供給体制の構築

10年後の木材自給率50%以上

森林の多面的機能の発揮、雇用創出、山村地域の活性化、低炭素社会構築への寄与



新たな「森林管理・環境保全直接支払制度」のイメージ

4. 県の森林・林業施策

◇平成16年3月に、森林の多面的機能の持続的発揮等を目的として「琵琶湖森林づくり条例」が制定された。

琵琶湖森林づくり条例の基本理念

1. 多面的な機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち地域の特性に応じた森林づくり
2. 県民の主体的な参画による森林づくり
3. 森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担と協働による森林づくり
4. 県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり
5. 森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり

◇琵琶湖森林づくり条例の理念を実現するため、施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本計画として「琵琶湖森林づくり基本計画」が策定され、現在、平成32年度を目標年度として、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた滋賀の森林づくりの取組みが進められている。

琵琶湖森林づくり基本計画（平成17年度～平成32年度）

基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

基本方針

- 森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり
- 県民全体で支える森林づくり

基本施策	5年間の取組目標		
	区分	平成20年度(実績)	平成26年度(目標)
(1)環境に配慮した森林づくりの推進	年間間伐実施面積	2,525 ha	3,100 ha
	環境林面積(累計)	422 ha	1,600 ha
	年間作業道開設延長	25,115 m	36,200 m
(2)県民の協働による森林づくりの推進	森林づくり活動市民団体年間延べ活動日数	482 日	750 日
	びわ湖森林づくりパートナー協定締結数(累計)	3 協定	15 協定
(3)森林資源の循環利用の促進	びわ湖材認証を行った年間木材量	9,595 m ³	18,000 m ³
	高性能林業機械導入数(累計)	6 台	18 台
(4)次代の森林を支える人づくりの推進	森林環境学習の年間受講者数	12,928 人	20,000 人
	森林組合の木材生産に専門的に従事する作業員数	0 人	50 人

琵琶湖森林づくり基本計画の基本施策概要

(1)環境に配慮した森林づくりの推進

- ①多面的機能を発揮させる森林管理の推進
 - 多面的機能を十全に発揮させるような森林整備
- ②人工林の特性に配慮した森林整備の推進
 - 木材資源の循環利用をめざす森林の地域の実情に応じた整備
 - 環境重視の管理を行う森林の針公混交林への誘導
- ③天然林の保全管理の推進
 - 里山林の新たな森林整備の仕組みづくり
 - 奥山林の自然生態系の保全を主体とした管理

(2)県民協働による森林づくりの推進

- ①県民の主体的な参画の促進
 - 県民参加の森林作り情報の提供と上下流連携の森林づくりの推進
 - 流域単位での森林づくりへの県民参加の組織づくりおよび活動支援
- ②里山の整備・利活用の推進
 - 里山整備保全活動の仕組みづくりと活動への支援
- ③びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間の取り組み
 - 様々なメディアを使った普及啓発

(3)森林資源の循環利用の促進

- ①県産材の利用の促進
 - 住宅建築や公共事業などへの県産材の利用拡大のための仕組みづくりと地産地消の推進
- ②森林資源の有効な利用の促進
 - 森林資源の環境に配慮した新しい利用や有効な活用のための調査研究・技術開発への支援

(4)次代の森林を支える人づくりの推進

- ①森林所有者等の意欲の高揚
 - 森林所有者・林業従事者が生き生きと森林づくりに取り組めるよう森林整備情報の提供や技術指導
- ②森林組合の活性化
 - 森林経営の中核的な担い手となる組織体制の充実と人材の育成
- ③森林環境学習の推進
 - 森林の多面的機能への理解と関心を深め、森林づくりへの参加意識の高揚

5. その他関連事項

(1) 地球温暖化防止対策

- ◇我が国は、京都議定書において温室効果ガスの6%の削減が義務づけられており、森林吸収源対策等の取組みを着実に進めることが必要とされている。
- ◇政府は、京都議定書目標達成計画に定める1,300万炭素トンの森林吸収量の確保に向け、森林整備、木材供給、木材の有効利用等の総合的な取組みを推進している。
- ◇政府は、平成20年10月に排出量取引の国内統合市場の試行的実施を開始した。これは、企業等が自主的に参加し、排出削減目標を設定した上で排出削減を進めるとともに、他企業の排出枠や区にないクレジット等の取引を活用しつつ、自らの目標達成を図るものである。
- ◇また、平成20年11月にカーボン・オフセットの信頼性を高め、その取組を広めることを目的として、国内の排出削減・吸収プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量の認証やクレジットの発行・管理等の仕組みを定めた「オフセット・クレジット（J-V E R制度）」を開始した。当該制度に基づき、平成22(2010)年3月現在、森林分野の6つのポジティブ・リストについて34件、約4万CO₂トンの申請がなされ、企業間のクレジットの取引も開始されている。

※「平成22年版森林・林業白書」より引用